

防研

遺骨問題メモ

44. 7. 23
地東アジア課1. 在日韓国人軍人軍属の遺骨処理
について。

(1) 現在の状況

厚生省援護局所管で 2,331 体が保管
されている。このうち 1,862 体は南朝鮮であり、469 体
は北朝鮮である。なお、厚生省は、最近の社会に於て、都道府県
の公立墓地にこれら遺骨を遷すことを考慮
中である。~~（1）解決済~~
~~（2）解決済~~

(A) ~~問題集~~
 解決案

(1) 韓国側討議案。(昭41.11.4)

① 南朝鮮の1862件は一括に韓国政府
 が引取り、その後に豫故畜に3/渡す。

② 北朝鮮の469件は、

(2) [問題集]

本件遺骨2,331件中には北朝鮮出身者の
 遺骨が含まれているので、

[Redacted]

(2) 日本国駐(野田)大使館 (1973.8.1)
(韓国側に提示せず)

[Redacted]

①

[Redacted]

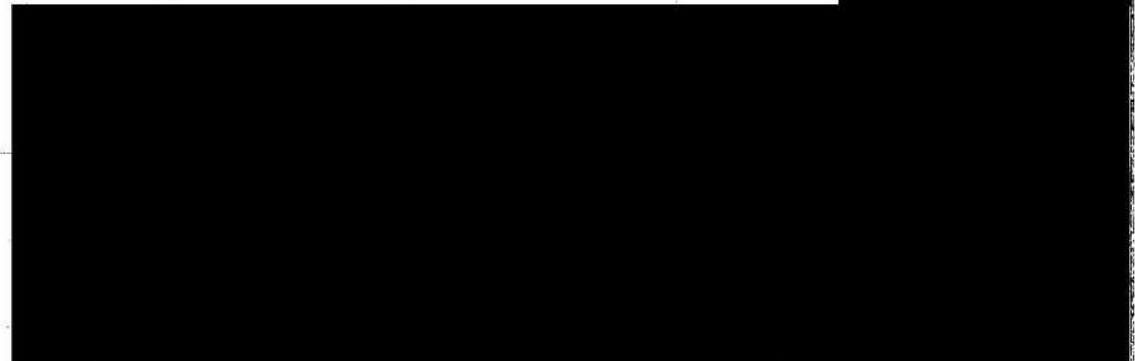
[参考]

本議案作成前の経緯

朝鮮本邦官憲骨へ引渡についてこの法律上の問題点(別添昭和22年3月24日重光外298号参照)があり、にもかゝり韓国側提議に依り得る旨、回答すべしとの金山大使への訓令(全上~~憲~~信参照)は、韓国側提議~~前~~であり、是よりおればどうなったとの催促もないこともあり~~今持出を~~今持出をしない方がよいとの感懐(在韓大使館の)により、執行せられ~~な~~なかった。

このような法律問題に事とされていへば、本件は半永久的に解決

本表の事情におよと判断.



(3) 日本側・経緯(伊達誠雄) (昭44.2.6
金政智博長との会談に3A2)

日本側としては、真正の遺族に引渡したいので
韓国政府側で、大さるに遺族を採りて
具体的にこれらの氏名住所・血縁関係
を示してもらいたい。これにより、日本側は
北鮮出身者の遺骨でも南鮮在住の遺
族があらば引渡すに答へてない

拒. 誰かの遺族に引渡した残りの遺骨
は、立派な慰霊塔を建て、霊園に
おさめるとも一案である。

(4) 金山大使/訓令 昭44. 5. 13.

(韓国側に指示せず)

遺骨問題は本来、我人道的観点から扱われ
て来るべしとの前提に於て、^{主として}韓国側提案
(前出①)を基本とすべきとし、その面子
を立て得るべきことを迅速に把握し、
また、日本政府部内、韓国調整と通ずる。

次いで下記の内容(昭44. 5. 23)あり。

① 原主者保管遺骨全部を可能な限りに
日本政府の費用負担により、一括ソウルに
奉還し、韓国政府に引渡す。

② 一括引渡りに先立ち、北鮮自身の遺
骨につき、法的に引取り資格なき被爆故
者で、従来韓国以外の地域から出土した
場合、いづれも日本政府からの要請に
応じ、直ちにこれを日本政府に引渡す
旨の一札を韓国政府から文書をもって
取付けす。

③ 差当り、被爆者を発見できない
ものについては、これを地下に埋蔵

すことなく、進捗べき要請場所を設けて
保留をしておく。

② 以上の折衝は、本年定期閣僚会議閉
鎖以前に合意に達するべきメドとする。

~~2. 在韓日本人遺骨~~

[参考]

一 札とミミとは、実地困難、仲達調整
による。相当の引渡人が見解的に明示され
れば、その節度引渡すことにより、なしくづ
しにではあるが、実地的には、全部が韓国
側に渡すことになっても差支えないと考
えらる。費用負担は、止むを得ず、唯
がおり得るかも知れない。

2. 在韓日本人遺骨について.

(1) 全体の55%は、未調査で不明である。推定概数は次のとおり。

① ソウル 約 6,000 体 (このうち、¹⁰西暦年のもつ約 ~~2,300~~ 体は昭41年3/取り済み)

② 釜山 約 3,000 体 (「無縁墓化の墓」の碑を立て、一地に埋葬されている)

③ 主要各都市 計 約 1,000 体

④ 在韓韓人の軍人、軍属のもの AS ^{1,000}~~200~~ 体
なお、韓国側調査(昭40年4月)によれば、全国で約 176,500 体と推定している。

(2) 現在問題となっているものの次のとおり

(A) 在ソウル火葬場所長室のもの

ソウル市火葬場の所長室に安置されているもの 約 5,000 体と称している。

⑤ ~~以前、ソウル市の~~

現在火葬場の移転計画(昭40年12月設
が本年6月になり、現在のところでは12月に
延期された由)により、早急にソウル市内
の適当場所への安置、または3/取り

が公衆となっている。

① 戦前のソウル市の日本人墓地は、韓国法人京城墓園の管理下に、西大門区弘濟洞の火葬場の位置にあったが、現在同墓地はソウル市所有となっており、日本人墓地にあった日本人遺骨は約4年前に掘出され、数々の木箱に入られて内務部及びソウル市の依頼により、現在の場所に移設されている。

(B) 在ソウル旧南紋陵のもの。

旧南紋陵(浄土宗)の管理下にあった墓地のもの約150体。

韓国側優待政策により、華僑葬に現在移設されている。

浄土宗総本山知恩院と~~韓国~~韓国側関係者との間で目下協議に交渉中。併し、これには、在韓日本領事館の側もあり、可能性は少ない。

(C) 連邦露島の軍人軍属

昭和19年輸送船で、遭難して、

乗船にいた乗客の大部分が海没死し、
徳積島及び伊佐諸島の漂着者は約^{1,000}~~1,000~~体
最近同島と海水浴場とに、南着する砂
ブリーダーで整地を始めた由に、早急
処置を要する現状である。

わが方は、本件、特殊性を具し、韓
国政府に、その早期処理のため協力方
(サ一次調査等——情報提供、現地協力)
をおねがひしている。

漂着と漂流の地及び数

徳積島 約100体

伊佐島 50"

鼻風島 40"

その他4島 125"

宇興港 128"

3. 日韓側、遺族及び遺骨引取り推進者 なりの団体の現状。

(1) 在韓日本人遺骨奉安委員会

会長 岸三義理、推進者は、
矢吹一夫氏の模様。

委員は韓別添のときり。

在ソウル火葬場所長室設置の遺骨の
の引取りにつき盡力して、現在は活動
にいらぬ。

この団体、韓国側相手としては、

在韓外国人遺骨安葬委員会がある。

(2) 中央日韓協会

在韓日本人物故者の遺骨収集と
奉還につき、昭和45年より次の活動と
行なっている。(韓国副理事長が主と
に行なっている由)

調査依頼書と募集(1万円500円)

これに回答を行うとともに、依頼書
が適当な文書集まった場合に、希望者は

現地調査を行うことと計画している。

現在のこと。調査依頼は微々たるものの由。

(3) 浄土宗総本山知恩院。

前掲 ~~図~~ のとおり

(旧南無殿の遺骨引取りに努力中)

(4) 京都西本願寺。

昭和41年に旧西本願寺(在ソウル)の
遺骨2,300体と引取り。

現在引揚着、納骨堂がある(もし、
在ソウルの合と引取った場合のあがけ場所の
一つと見られる。)

(5) 在韓国日本人物故者遺族会。

昭和44年4月、中韓日韓協会の付授
により、出来たもの。

会長 岩鷲嘉雄 (在ソウル自衛隊の部
長の由) で、会則もたて、目下のことは、
教遺族がこれに参加している由。

別添1. 緑政普發見の方法

別添2



別添3

在韓日本人連青奉還
季臣令 季臣42ノ